

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年4月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 3号 事業計画変更申請について
議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 6号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)
平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報第 3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の解約通知について
報第 4号 農地潰廃通報について
報第 5号 作付変更届について
報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について
報第 7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |

23番 田 邊 稔 委員 25番 清 野 秀 作 委員
26番 星 野 英 治 委員 27番 内 山 敏 雄 委員
28番 渡 邊 勝 夫 委員 29番 熊 倉 睦 委員
30番 原 田 勝 委員 31番 小 林 茂 宏 委員
32番 坂 井 浩 行 委員 33番 横 山 一 雄 委員
34番 廣 川 哲 也 委員

欠席委員 1名

24番 阿 部 銀次郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	清 水 学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	高 野 久美子
経営基盤係 一般任用主事	左 居 香

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

これより4月の年度初めの第1回総会を開会いたしたいと思います。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席33名、欠席1名で会議は成立します。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。14番、羽生俊昭委員、22番、阿部眞佐雄委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、27番、内山敏雄委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時35分 27番内山敏雄委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計面積4,011㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

1番は、東大崎2丁目地内の農地2筆、2, 884㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇万〇, 〇〇〇円であります。

2番は、森町地内の農地1筆、1, 127㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇万〇, 〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。今月の申請は、新規設定22件、面積10万4, 994. 56㎡、利用権移転11件、面積7万9, 939. 86㎡、合計33件、面積18万4, 934. 42㎡であります。

それでは、お戻りいただきまして、2ページの3番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たりの賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略をさせていただきます。

3番から7ページの19番までの17件は、相対でそれぞれ新規に利用権設定するものであります。

3番から順にご説明をいたします。3番は東大崎地内外の農地計13筆、3, 780. 91㎡、4番は長沢地内の農地1筆、1, 434㎡、5番は同じく長沢地内の農地7筆、4, 836㎡、6番は代官島地内の農地2筆、1, 989㎡、7番は鶴田地内の農地3筆、5, 843㎡、8番は同じく鶴田地内の農地2筆、2, 844㎡、9番は川通東町地内の農地1筆、840㎡、10番は大野畑地内外の農地計7筆、6, 345㎡、11番は今井地内の農地1筆、119㎡、12番は同じく今井地内の農地1筆、11㎡、13番は同じく今井地内の農地5筆、2, 854㎡、14番は同じく今井地内の農地4筆、988㎡、15番は同じく今井地内の農地1筆、433㎡、16番は川通東町地内外の農地計3筆、1万3, 661㎡、17番は江口地内の農地13筆、9, 533. 65㎡、18番は鹿峠地内の農地1筆、3, 793㎡、19番は中浦地内の農地16筆、5, 248㎡、以上17件は相対で新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

なお、9番から16番につきましては、同一の農事組合法人が受け手になるものですが、受ける農地の整備状況により賃借権または使用賃借権を話し合いにより設定しているものであります。

続きまして、次の20番から8ページの24番までの5件は、農地利用集積円滑化団体であるいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

20番は月岡4丁目地内の農地6筆、1, 973㎡、21番は蔵内地内の農地3筆、1万6, 867㎡、22番は貝喰新田地内外の農地計3筆、1万6, 702㎡、23番は飯田地内の農地1筆、2, 965㎡、24番は原地内の農地3筆、1, 935㎡、以上5件はいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

なお、土地改良費等の諸費については、双方協議により負担することとされているも

のでございます。

9ページをお願いいたします。次の25番から13ページの35番までの11件につきましては、利用権移転をするものでございます。

25番は大宮新田地内外の農地計3筆、5,999㎡、26番は塚野目3丁目地内外の農地計11筆、1万1,020㎡、27番は塚野目地内外の農地計8筆、4,142㎡、28番は塚野目地内外の農地計3筆、5,587㎡、29番は大宮新田地内の農地12筆、1万2,318㎡、30番は塚野目地内外の農地計6筆、7,067㎡、31番は牛ヶ島地内の農地2筆、2,022㎡、32番は鶴田1丁目地内の農地12筆、1万742.86㎡、33番は大宮新田地内の農地3筆、5,037㎡、34番は西潟地内の農地6筆、9,899㎡、35番は鶴田1丁目地内外の農地計7筆、6,106㎡、以上11件はそれぞれ利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、4月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時50分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定22件、利用権移転11件、所有権移転2件、合計件数35件、面積18万8,945.42㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

(午前9時48分 27番内山敏雄委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

16ページをお願いいたします。今月の申請は7件で、合計面積2万5,468.91㎡であります。

14ページにお戻りをいただきたいと思えます。1番は、上須頃地内の農地1筆、280㎡を譲り受け人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

2番は、福島新田地内の農地2筆、2,966㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

3番は、曲谷地内の農地2筆、321㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

4番は、曲谷地内の農地5筆、1,426㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

5番及び6番は、如法寺地内の農地1筆、170㎡と同じく如法寺地内の農地1筆、144㎡を譲り受け人、譲り渡し人が耕作の都合により交換するものでございます。

7番は、長沢地内の農地34筆、2万161.91㎡を譲り渡し人が経営移譲を受けた後継者から、さらに経営の若返りを図るため、後継者に使用貸借権を設定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、交換によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数7件、面積2万5,468.91㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

17ページお願いいたします。今月の申請は2件、合計面積515㎡であります。

1番は上保内地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、資材置き場兼駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、保内小学校南西400m付近で、住宅が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては議第5号の1番で農地法第5条の許可申請がなされておるところでございます。

2番は、西鱒田地内の農地3筆、317㎡を売買により取得し、貸し駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、三条本成寺郵便局北側20m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第5号の2番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積515㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

捧委員。

17番（捧 譽委員）

番号2番の聞き漏らしたような感じがするんですが、西鱈田の権利種別の売買についてなんですが、価格はどのくらいだったんでしょうか。

事務局（清水事務局長）

価格につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、約〇万〇、〇〇〇円でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

18ページをお願いいたします。今月の申請は4件で、合計984㎡であります。

1番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、21㎡を南側隣接貸し駐車場の敷地拡張用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国道8号直江3丁目交差点南東200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、柳場新田地内の農地1筆、403㎡を北側既存宅地476.72㎡と一体利用し、住宅1棟及び倉庫兼店舗1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、旭小学校東側600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、金子新田地内の農地3筆、207㎡を車庫1棟及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、鱈田保育所西側200m付近で、集落到住する人が日常生活上、業務上必要な施設を建設するもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

4番は、桑切地内の農地1筆、353㎡を西側既存宅地368.59㎡と一体利用し、農家住宅1棟及び物置1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、下田中学校南西300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数4件、面積984㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

20ページをお願いいたします。今月の申請は9件で、合計1万3,386.39㎡であります。

19ページをお願いいたします。1番及び2番は、先ほどご審議いただきました議第3号『事業計画変更申請について』の1番及び2番でそれぞれご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

3番は、南四日町3丁目地内の農地1筆、1,004㎡を売買により取得し、東側既存宅地67㎡と一体利用し、工場1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、消防署南分遣所南側50m付近で、都市計画用途地域内の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

4番は、桜木町地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、ものづくり拠点施設、旧南小学校西側50m付近で、都市計画用途地域内の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

5番は、鶴田2丁目地内の農地1筆、443㎡を使用貸借権の設定により、店舗1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条東高等学校北側300m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、北入蔵地内の農地1筆、192㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条東高等学校南側50m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、昨年の1月の総会におきまして、農振農用地からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件であります。福島新田地内の農地3筆、360㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市役所栄庁舎西側100m付近で、300m以内に市役所がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8番は、九之曾根地内の農地1筆、753㎡を賃借権の設定により、災害復旧用電柱の資材置き場として、平成28年5月20日から平成31年5月19日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市役所栄庁舎南側8

00m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

9番は、南中地内の農地10筆、9,921.39㎡を賃借権の設定により、砂利採取のため、平成28年6月1日から平成30年2月28日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、ウェルネスした南側300m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積1万3,386.39㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、9番を除き県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、1番から8番の案件、合計8件については許可することとし、9番の案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』及び『平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』及び『平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』をご

説明いたします。

議案別冊になってございますが、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。農業委員会事務の情報の公表につきまして、従来から農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページで公表をしてきたところでございます。

また、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律等の改正により、農業委員会は農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況及びその他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ、公表することとしているところでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。Ⅰ、法令事務に関する点検としまして、1、総会等の開催及び議事録の作成についてでございます。（1）総会等の開催日及び公開である旨については周知しております。

（2）総会等の議事録は作成しており、また（3）議事録の内容ですが、詳細なものを作成しております。

また、（4）議事録については、市ホームページで公表しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。2、事務に関する点検でございます。（1）農地法第3条に基づく許可事務でございます。これは、1年間の処理件数が84件、そのうち許可が84件で、不許可はございませんでした。

（2）農地転用に関する事務といたしましては、1年間の処理件数132件、そのうち132件が許可で、不許可はございませんでした。

続きまして、3ページをお願いいたします。（3）農業経営基盤強化促進法に関する事務でございます。1年間の処理件数は965件でございます。

続きまして、（4）農業生産法人からの報告への対応については、管内の農業生産法人数は30法人ございますが、全農業法人から報告書を提出いただくことができました。

続きまして、4ページをお願いいたします。（5）情報の提供等といたしまして、賃借料情報の調査・提供については、調査対象、賃貸借件数662件、農地の権利移動等の状況把握につきましては196件、農地基本台帳の台帳面積は7,073haでございます。

（6）地域の農業者等からの意見については、「情報の提供等」において、「水田賃借料について、参考賃借料を設定するよう申し入れ」がありました。

続きまして、5ページをお願いいたします。Ⅱ、法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価でございます。1、現状及び課題といたしまして、管内の農地面積は7,073ha、遊休農地が1.1haとなっております。

平成27年度の利用状況調査におきまして、米の生産調整の対象であり、保全管理を行っている農地や営農を再開した農地を遊休農地から除外した結果、遊休農地は約1.1haとなりました。

2、平成27年度の目標及び実績につきましては、遊休農地の解消目標1haに対して、実績は7.7haとなっております。

3、2の目標の達成に向けた活動でございますが、この表の中段に農地の利用状況調査といたしまして、7月31日と10月30日に利用状況調査を実施いたしました。調査員数は、延べ72人となっております。斜線を引いた遊休農地への指導項目等につきましては、平成26年の同法の改正により記載不要となったものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。Ⅲ、促進等事務に関する評価でございます。1、認定農業者等担い手の育成及び確保、(1)現状及び課題につきましては、昨年3月現在で認定農業者数は473経営体でございました。

(2)平成27年度の目標及び実績につきましては、目標を設定しておりませんが、実績は66経営体の増、539経営体となりました。

続きまして、7ページをお願いいたします。2、担い手への農地の利用集積、(1)現状及び課題につきましては、管内の農地面積7,073ha、担い手への集積は3,595haで、集積率は50.8%となっております。

(2)平成27年度の目標及び実績については、目標100haに対して実績は536haで、536%の達成率でございました。これは、農地中間管理事業等を活用した担い手への集積が多かったことによるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。3、違反転用への適正な対応につきましては、違反転用件数はゼロ件ということで、確認はされていません。

続きまして、9ページをお願いいたします。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。I、農業委員会の状況、1、農家・農地等の概要、2、農業委員会の現在の体制でございますが、記載のとおりでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。II、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、7,073haのうち3,595haがこれまで集積されておりますが、28年度は新たに100haを担い手へ利用集積したいという目標を立てておりますので、よろしく願いをいたします。

Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、法人雇用や親元就農はここに含めないということですので、新規参入者はゼロとなっております。三条市農林課では、生計に必要な所得を確保できる魅力ある農業経営体を育成するため、平成28年度に就農候補者を確保する活動を計画し、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進を図ることとしております。

続きまして、11ページをお願いいたします。IV、遊休農地に関する措置につきましては、現状として7,073haのうち1.1haの遊休農地がありますが、平成28年度の目標はこれを0.2haを減らしたいということと、農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにつきましては7月29日と、日はまだ未定ですが、8月に1回の合計2回の実施を予定しており、その後は農地の利用意向調査を実施したいというものでございます。

V、違反転用への適正な対応につきましては、農地パトロールを実施していただくことで違反転用の防止に努めたいというものでございます。

なお、議第6号につきましては、ご決定をいただければ、平成27年度の目標及びそ

の達成に向けた活動の点検・評価（案）につきましては農業委員会事務室において30日以上及びホームページにおいて縦覧に付す予定でございます。

また、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につきましては、ホームページで公表する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

捧委員。

17番（捧 譽委員）

5ページの一番上の遊休農地の件についてお尋ねしますが、この課題の中に米の生産調整の対象であり、保全管理を行っている農地や営農を再開した農地を遊休農地から除外した結果となっておりますが、この前のほうの生産調整の対象であり、保全管理をやっている農地というのはどのぐらいあるのか、市として、農業委員会として把握されているのか、今後また把握ですか、されるのかお聞きしたいと思います。

事務局（清水事務局長）

生産調整の対象の保全管理については、毎年生産調整の計画書をお出しいただいた中で、三条市農林課としてその数については押さえるところでありまして、本日ちょっと27年度の保全管理の面積については持ち合わせてございませんので、また後ほど機会を設けてご説明させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいまの説明のとおり、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、農業委員会事務室において30日以上及びホームページにおいて縦覧に付す、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、ホームページで公表することをご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告願います。

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

28番(渡邊勝夫委員)

今の報告事項じゃないですが、農地銀行の議案を見ていただきたいんですが、その中の7ページなんですが、あっせんの譲り渡し人の経営面積を書いてありまして、これは本来譲り受け人の経営面積を書く項目なんじゃないかと。そこが譲渡人じゃなくて譲り受け人の経営面積と。住所と氏名を項目、右と左入れかえればいいんですが、それは譲り渡し人を審査するんじゃないかと、あくまでもあっせんですので、譲り受け人を審査しなきゃだめなんじゃないかと。議案を、次からで結構なんですが、そのように訂正していただきたいんですが、審議をお願いします。

事務局(清水事務局長)

ご確認をさせていただきたいと思うんですが、今ほどのご発言につきましては農地銀行運営委員会の議案に対してのものとして捉えてよろしゅうございましょうか。

28番(渡邊勝夫委員)

はい。

事務局(清水事務局長)

それにつきましては、また農地銀行の関係法令等を確認をいたしまして、今委員おっしゃられたような形ですべきものであれば、次回の農地銀行の際にそのような形でご提示をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長(野崎会長)

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、報告事項を終わります。

議長(野崎会長)

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長(12番大竹正信委員)

来月は、第1調査部会の当番です。5月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員の出席をお願いします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時半から開会を予定しております。よろしくお願いいたします。

廣川委員。

34番(廣川哲也委員)

1月の総会におきまして、参考賃借料を設定することについて引き続き検討を行うこ

ととなりました。先月の総会で28年度の事業計画と年間会議予定が報告されましたが、それらを含めて参考賃借料の設定の検討をどのように進めていかれるのか、会長から今回の総会においてお示しをいただければと要望をいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

参考賃借料につきましては、1月の総会のときに廣川委員さんのほうから提案申し上げられましたが、この件につきましてはやはり早急には処理はできないかなと思っておるわけでございます。それで、農政対策部会のほうでよく検討していただいた中で結論を出していかなければならないかなと思っておるわけでございますので、そういうふう理解していただければなと思っておる次第でございます。よろしいでしょうか。

34番（廣川哲也委員）

農政対策部会で協議をしていただいた結果、設定を見送るという1、2、3の理由は決まったわけでございますので、そのことをまた農政対策部会に諮問しても結論として前に進まないのではないだろうかという感じがしております。そもそも参考賃借料を設定していただきたいとお考えの方の意見を酌み取っていただいて、農業委員会が主導した形で全体を含めて検討を進めてもらいたいということでございますので、その点も含めていま一度会長のほうから方針をお示しをいただければと思います。

議長（野崎会長）

私のほうで結論を出せということなんでしょうが、私は何度も言っているとおり、賃借料については全て農政対策部会のほうで決定させていただいておるわけでございます。そのためにも皆さんからまたご審議していってもらっているわけでございます。私が直接結論を出すということは恐らくできないだろうと思います。私のほうで数字出すのは簡単でございますが、私の意見が三条市に賃借料について通るか通らないか、それは疑問でございますので、私は意見を述べることは控えさせていただきたいと思います。それでご理解願いたいと。要するに農政対策の部会で慎重に審議していかなければならないかなと思っておるわけでございますので、刈屋農政対策部会長、ご意見ございますか。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

今のところはないです。

議長（野崎会長）

今のところはないということでございますので、今開催、年度がわりで一応いろいろな所要の会議がたくさんありますので、時期を見てまた農政対策部会で参考賃借料について提示すべきかどうかということを考えていかなければならないかと思っております。ご存じのとおり参考賃借料の数字というのは示さなければならぬという法はありませんので、我々農業委員会は農地法に守られてやっているわけでございますので、その辺理解していただければなと思っておるわけでございます。多分恐らく廣川委員のほうへ農家サイドからいろんな意見が出されているかと思うんですが、そのように調整図っていただければなと思っておるわけでございますので、ご理解お願いいたします。

34番（廣川哲也委員）

誤解があるようでございますけれども、引き続き検討するというやり方をどういうふうにお考えかということを経月の総会にでもお示しをしていただきたいと要望を申し上げたということで、そのお答えの中で検討するとすれば農政対策部会に諮問してということでございますが、そういうことであれば総会で農政対策部会に諮問してもよろしいでしょうかという手続をとって進めていただきたいというふうに思っていますので、今この場で早急にそういう話をしていただくと非常にいろいろなこともあろうかと思っていますので、丁寧に物事を進めていただきたいというふうに要望を申し上げます。

議長（野崎会長）

わかりました。では、来月の総会までには農政対策部会を開催しまして、検討していきたいと思っておるわけでございますので、結論的にはどうなるかわかりません。私のほうで指示はできませんので、これは農政対策部会長が招集をかけるものでありますので、そういうことをご理解願いたいと思います。よろしいでしょうか。

34番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして定例総会を閉会します。

午前10時34分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（14番）

議事録署名委員（22番）
